

補装具費支給意見書(聴覚障害用)作成のポイント

補装具費支給意見書（聴覚障害用）作成のポイント

目次

I 障害者総合支援法に基づく補装具費支給について

- 1 補装具の概念 107
- 2 補装具費支給事務の概要 107

II 補装具費支給意見書（聴覚障害用）作成のポイント

- 1 補装具費支給制度における補聴器 113
- 2 支給対象となる補聴器の適応の考え方 115

補装具費支給意見書（聴覚障害用）様式の見本 121

補装具費支給意見書（聴覚障害用）チェックポイント 123

補装具費支給意見書（聴覚障害用）作成における留意点 125

意見書作成事例 127

I 障害者総合支援法に基づく補装具費支給について

1 補装具の概念

障害者総合支援法に基づく補装具とは、以下の3つの条件を満たしたものと定義されています。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労もしくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法）施行規則 第六条の二十より)

2 補装具費支給事務の概要

(1) 補装具の種目・価格

補装具費を支給する際の、補装具の名称、型式、基本構造、耐用年数、基準となる価格などについては、厚生労働省の告示「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下「告示」という。）に定められています。

聴覚障害関係の補装具は、補聴器と人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）のみです。

(2) 補装具費支給の対象

身体障害者が、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受けるには、身体障害者福祉法に定められた障害程度に該当すると認定される必要があります。障害が認定されると、都道府県知事より身体障害者手帳が交付されます。

障害者総合支援法により、政令で定める難病と認められる場合は、現状で身体障害者手帳所持者と同程度の身体障害の程度に該当すれば、身体障害者手帳がなくても、補装具費支給の対象となります。難病患者等の方については、「医師の診断書」や「特定疾患医療受給者証」で確認を行います。

(3) 支給事務と実施主体

補装具費支給事務の取り扱いについては、原則として厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」に基づいて行っています。

補装具費の支給は、各区市町村が決定します。

(4) 支給に必要な判定

区市町村は、補装具費の支給を行うかどうかを決定するにあたり、必要があると認められる場合には、判定依頼又は意見照会を身体障害者更生相談所等に行います。

18歳以上の身体障害者の場合、東京都では、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医、又は障害者総合支援法第59条第1項に基づく自立支援医療（更生医療）を主として担

当する医師（以下、あわせて「指定医」という。）が補装具費支給意見書（以下「意見書」という。）を作成することとしています。

18歳未満の身体障害児の補装具費支給には、指定医又は保健所の医師が作成した意見書が原則として必要です。

表1 身体障害者と身体障害児の補装具費支給

	身体障害者	身体障害児
実施機関	区市町村	
支給対象	18歳以上	18歳未満
判定依頼(者) 意見照会(児)	身体障害者更生相談所* ¹	自立支援医療(育成医療)機関 保健所、指定医等

* 1 身体障害者更生相談所：東京都の場合は、東京都心身障害者福祉センターと同センター多摩支所（以下、あわせて「センター」という。）です。

本書では、18歳以上の身体障害者及び難病患者等への補装具費支給について説明します。

(5) 他の制度との適用の優先度

補装具に関する制度としては、障害者総合支援法のほかに、戦傷病者特別援護法、介護保険法による福祉用具貸与制度、損害賠償制度、労働者災害補償保険法等があります。

いずれの制度も障害者総合支援法に優先されて適用されます。

補聴器と人工内耳については、介護保険法による福祉用具貸与制度では扱いがありません。

(6) 治療用装具

補装具には、治療の手段として一時的に使われるものがあります。このような治療用装具は、医療保険による給付が受けられるため、障害者総合支援法による補装具費支給の対象にはなりません。治療終了後に症状が固定し、職業、その他日常生活の能率向上を図る上で必要な場合に、障害者総合支援法による補装具費支給の対象となります。

補聴器については、医療保険の適用はないため、治療目的で使用する場合は自費で購入することとなります。

(7) 補装具費（補聴器・人工内耳*²）支給のための判定方法 （東京都の場合）

* 2 人工内耳用音声信号処理装置の修理に限ります。

補装具費（補聴器・人工内耳*²）支給のための判定等は、表2に示す方法で行われます。

ア 本人の来所により、センターが判定（来所判定）

補聴器に補聴システムを追加する場合 ・ 特例補装具

※上記以外でも、区市町村から依頼があれば、来所判定が可能です。

イ 指定医の意見書により、センターが判定（書類判定）

高度難聴用（両耳） ・ 重度難聴用 ・ 耳あな型 ・ 骨導式

ウ 指定医の意見書により区市町村が判断

高度難聴用（片耳） ・ 人工内耳用音声信号処理装置の修理*³

*³ 補聴器の意見書とは様式が異なりますのでご注意ください。

表2 補聴器・人工内耳の判定等の方法（東京都の場合）

種目	名称		センター		区市町村		備考
			ア来所判定	イ書類判定	ウ書類判断	エ意見書省略可* ⁴	
補聴器	高度難聴用	ポケット型	○	◆	◎* ⁵	補聴器・人工内耳は該当なし	◎原則的な方法 ○本人がセンターの判定を希望し、区市町村からの依頼があれば、センターで来所判定・相談が可能 ◆両耳への支給の場合
		耳かけ型	○	◆	◎* ⁵		
	重度難聴用	ポケット型	○	◎			
		耳かけ型	○	◎			
	耳あな型	レディメイド	○	◎			
		オーダーメイド	○	◎			
	骨導式	ポケット型	○	◎			
		眼鏡型	○	◎			
人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）				◎			

*⁴ 当該申請に係る障害者が、補装具の購入又は修理を必要とする者であることを、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって確認することができるときは、意見書を省略することができます。

*⁵ 高度難聴用の片耳への支給の場合のみ、区市町村で書類判断ができます。

(8) 特例補装具費の支給について

告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、身体障害者（児）の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、基準に定められる名称、型式、基本構造等によることができない補装具を特例補装具といいます。

18歳以上の身体障害者に特例補装具費の支給の必要が生じた場合は、上記（7）の判定区分にかかわらず全てセンターの来所判定に基づき、区市町村が支給決定するものとなります。ただし、特例補装具を必要とする明確な理由が認められる必要があります。

身体障害者更生相談所では18歳未満の補装具費支給についての判定は行いません。しかし、18歳未満の身体障害児に対する特例補装具費の支給に当たって、区市町村は必要に応じて技術的な助言をセンターに求めることができます。

(9) 補装具費の支給対象となる補装具の個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。**補聴器の場合、左右どちらかに1個が支給対象となります。**しかし、職業又は教育上等特に必要と認められる場合には、2個とすることができます。修理期間中の代替は、対象となりません。

(10) 再支給

補装具では、想定しうる通常の装用状態で使用した場合に、当該補装具が修理不能となるまでの想定年数が、種目や型式ごとに、目安として定められています（耐用年数）。

補聴器の耐用年数は5年です。

障害状況の変化等で身体に適合しなくなった場合や、本人の責任によらない事情により著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は、再支給の対象にはなりません。

(11) 難病患者等^{*6}に対する補装具支給事務について

平成25年4月1日より難病患者等（130疾病）も障害者総合支援法の対象となり、その後何度か改正を経て令和3年11月1日より対象疾病が366疾病に拡大されました^{*7}。判定方法等の手続きは基本的に前項までに説明したとおりとなりますが、以下の点に留意して意見書の作成等をお願いします。

① 難病患者等の補装具対象者について

政令等で定められる難病患者等の、疾患名や疾患群で補装具の項目種目を限定されることはありません。「補装具費支給事務取扱指針」に基づき、個々の身体状況等の変動状況や日内変動等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性が認められる場合に対象となります。

② 身体症状等の変動状況や日内変動等について

現状で身体障害者手帳の等級基準と同程度の身体障害の程度に該当することの確認が必要です。身体症状等の変動状況や日内変動等がある場合は、意見書の「特記事項」の欄へ、その内容の記載をお願いします。

*6 難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

*7 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和3年10月25日厚生労働省告示第378号）